

番号：180178

国名：アフリカ地域

担当：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：コンゴ民主共和国・ザンビア共和国 アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年7月下旬から2018年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年7月27日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	感染症にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	コンゴ民主共和国、ザンビア共和国及びアフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
なし
- (2) 必要予防接種：黄熱

6. 業務の背景

近年、MERS、インフルエンザ、ジカ熱、エボラウイルス病などのウイルス性人獣共通感染症が世界各地で発生し、公衆衛生上の脅威となっている。コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」という。）では、感染症疾患が死亡原因の4割を占め、2018年5月には9度目となるエボラウイルス病流行の宣言が出されたが、それに先立つ確定診断に時間がかかり、感染症対応能力の強化が喫緊の課題となっている。また、ザンビア共和国（以下、「ザンビア」という。）でもウイルス性人獣共通感染症含む新興・再興感染症の脅威にさらされ政策的な優先課題として重視されているが、教育・研究の基盤は十分に整備されておらず、検査診断実施能力を含めたサーベイランスの機能も脆弱である。

ザンビアとコンゴ民は国境を接しており、エボラウイルスの自然宿主とされるコウモリや鳥インフルエンザの宿主である鳥類が国境を越えてウイルスを伝播させている可能性が高い。

北海道大学は以前よりザンビア大学獣医学部（ザンビア側カウンターパート）と共同で、自然界におけるウイルス性人獣共通感染症病原体の伝播経路、また宿主選択性や発症順序の研究を行ってきた。2013年～2018年に実施された地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、「SATREPS」という。）「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」（同名の先行案件）では、エボラウイルス病の迅速診断法が開発され、2017年5月、2018年5月のコンゴ民におけるエボラ流行時に国立生物医学研究所（コンゴ民側カウンターパート）の協力を得て同国内にて使用された。今後も、コンゴ民及びザンビアでエボラウイルス病疑いの陰性検体に関して、次世代シーケンサーを用いて、原因病原体の特定を試みるとともに、特にエボラウイルス病の発生が予測されるコンゴ民においては迅速診断法の改良をすすめ、早急に実用化する必要がある。また、迅速かつ正確に検査・診断を行い、早期に流行を封じ込めるために、感染症診断能力、疫学調査能力、サーベイランスを向上させることも喫緊の課題となっている。

本業務は、当該プロジェクトの詳細計画策定調査を実施し、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、必要な情報を収集・分析し、本プロジェクトの事前評価を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団の一員として、科学技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、趣旨、目的を十分に把握の上、また、JICA事業評価ガイドライン（第2版）を参考に、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析するとともに、評価分析に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2018年7月下旬～8月上旬）
 - ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析）。
 - ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
 - ③カウンターパート機関や関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
 - ④PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（英文・和文）を検討する。
 - ⑤他ドナー（世界銀行、米国国際開発庁、韓国国際協力団等）が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ⑥調査団打ち合わせや対処方針会議等に出席する。

(2) 現地派遣期間 (2018年8月上旬～下旬)

- ① JICA コンゴ民事務所、ザンビア事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② コンゴ民、ザンビア関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 本調査の趣旨・実施方法について、コンゴ民、ザンビア側に説明を行う。
- ④ 以下の情報・資料を収集・分析し、必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握したうえで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおける両国のカウンターパートの役割と連携の検討において JICA 団員に協力する。
 - ア) コンゴ民、ザンビアの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 感染症対策における研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
 - ウ) コンゴ民、ザンビア側の実施体制 (組織・予算・人員)
 - エ) コンゴ民、ザンビアにおける感染症サーベイランス、検査室実施能力の現状
 - オ) バイオセイフティ関連ガイドラインやマニュアルの整備状況
 - カ) 他ドナー・機関の援助動向
- ⑤ 調査団及びコンゴ民、ザンビア国側と協議の上、PDM (案) (英文・和文)、PO (案) (英文・和文)、ミニッツ (案) (英文・和文) の作成に協力する。
- ⑥ コンゴ民、ザンビア側との協議で合意された内容に基づき、R/D (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑦ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案) (英文・和文) の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA コンゴ民事務所、ザンビア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年8月下旬～9月上旬)

- ① 事業事前評価表 (案) (英文・和文) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。電子データをもって提出することとする。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)、事業事前評価表 (案) (和文・英文)、面談記録、収集資料一式を参考資料として添付すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2018年5月)」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積の計上が必要)。

航空経路は、往路は、東京 (羽田・成田) 発、ドバイ経由、または、シンガポール・ヨハネスブルグ/ドーハ・ヨハネスブルグ/香港・ヨハネスブルグ経由、ルサカ着。

ザンビアーコンゴ民間は、ルサカ発、キンシャサ着。

復路はキンシャサ発、パリ経由、アディスアベバ経由、香港・アディスアベバ経由、シンガポール・ヨハネスブルグ経由、または香港・ヨハネスブルグ経由、東京 (羽田・成田) 着、を標準とします。

(2) 緊急医療センター (CPU) 登録料の取扱い

本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「緊急医療センター (Centre Privé d' Urgence: CPU)」登録料として、コンゴ民滞在期間中1人当たり月額45ユーロ相当額を「雑

費」として計上することができます。

コンサルタント等契約にてコンゴ民主共和国に渡航する業務従事者の緊急医療センター（CPU）登録料の取扱いについて」

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20150828.html>を参照願います。

(3) 戦争特約保険料

なし

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年8月8日～2018年8月24日を予定しています。なお、現地治安情勢、関係者の都合によっては、調査時期が変更になる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長/総括 (JICA)

イ) 協力計画1、2 (JICA)

ウ) 研究総括 (研究機関)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

なお、この他に国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) から研究主幹及び調査員が参加する予定。

③便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

コンゴ民においては、英語⇄仏語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本件に係る以下の資料を、JICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (電話03-5226-8350) にて配布します。

- ・要請書
- ・研究概要資料
- ・先行案件関連報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコンゴ民事務所及びJICAザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 仏語が出来ればなお望ましいので、仏語資格証書等があれば写しを添付すること。
- ④ SATREPSに関する評価分析の業務経験があればなお望ましい。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上